

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名
株式会社 但馬設備工業

指名停止措置業者の住所
大分市原新町9-9
2. 指名停止措置期間
令和4年5月31日から令和4年6月30日まで（1か月間）
3. 指名停止措置要件
中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当
4. 指名停止措置理由
民間発注工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請金額の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係
TEL 0979 (22) 1111 (内線 701・702)